社会福祉法人磐田市社会福祉協議会役員等の報酬等に関する規程

（目的）

第１条　この規程は、社会福祉法人磐田市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第２５条の規定に基づき、役員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

（役員等）

第２条　この規程において、役員等とは、理事及び監事並びに顧問をいう。

（報酬等の支給）

第３条　役員等が、その職務のため、会長、副会長及び常務理事による会議、理事会、評議員会、部会及び各種委員会等に出席したとき、又は出張したときは、報酬として日額３千円を支給する。ただし、監事が監査実施のため出席したときは、報酬として日額６千円を支給する。

（役員等の報酬等の算定方法）

第４条　役員等に対する報酬等の額は、別表１に定める額とする。

２　役員等が職務のため出張したときは、本会職員旅費規程に定める旅費の支給額に準じた旅費相当額を支給する。

（報酬等の支給方法）

第５条　役員等に対する報酬等の支給は、年度ごと２回に分けて支給する。

２　報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

３　報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

（公表）

第６条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項第 2 号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

（改廃）

第７条　この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

（補則）

第８条　この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定めるものとする。

附　則

この規程は、平成２９年４月１日から施行する。

別表１　役員等の報酬

（１）理事及び顧問　会議等の出席　日額　３千円
　　出張　　日額　３千円
（２）監事　　会議等の出席　日額　３千円
　　出張　　日額　３千円
　　監査の実施　　日額　６千円
（３）会長及び副会長　他団体等からの依頼による他団体主催事業への来賓出席等
　　半日　　千円